

令和 7 年 滑川町農業委員会 第 4 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 7 年 4 月 16 日 (水)			
開 会		令和 7 年 4 月 25 日 (金) 午前 9 時 25 分			
閉 会		令和 7 年 4 月 25 日 (金) 午前 10 時 00 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14 名中 14 名出席、0 名欠席)					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	石 川 光 男	出 席
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋 藤美津子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 9 名出席、 0 名欠席)					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員		2 番	飯 塚 久 雄	3 番	赤 沼 裕

第 4 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 17 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 18 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 19 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和 7 年第 4 回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席者はありません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 令和 7 年第 4 回の総会にお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。家の周りを見ますと、新緑に染まり大変過ごしやすい日が続いています。田圃を見ますとなわしろを作ったり、くろ付けしたり作業が進んでいるようです。今年は米不足で米が値上がりし、大騒ぎの 1 年でした。作業にかかる方は健康に注意して作業していただければと思います。本日提案された議案の慎重審議を皆様をお願いして、会長の挨拶とさせて、いただきます。ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第 4 条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14 名中 14 名であります。滑川町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達しております。令和 7 年滑川町農業委員会第 4 回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 9 名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議

長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 2 番飯塚委員、議席番号 3 番赤沼委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 17 号「農地法第 3 条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 17 号「農地法第 3 条(委員会)について」、今月の申請件数は 2 件、合計 3,898 m²になります。 それでは申請番号 1 です。議案書の 1 頁、資料は、議案第 17 号資料 1 になります。それではご説明いたします。申請地は、1 筆大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振農用地、3,729 m²になります。譲渡人は大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇区〇〇〇×××番×××号、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書記載のとおりございません。申請事由ですが、営農を行いたいため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会が許可、不許可を決めることになり、同条 2 項に該当するときは、許可をしないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となりますが、今回譲受人は所有・耕作している農地はございません。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になります。なお、申請地について町農政部局より地域計画に支障がないことを確認しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

14 番 2 班班長 14 番贅田です。4 月 19 日土曜日午前 9 時より、2 班

農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 2 名で譲渡人立ち合いのもと現地調査を行いました。詳細につきましては、私が担当ですので引き続き説明します。場所は〇〇〇前の町道×××号線を東に向かって×××mほど行ったところの右側にあります。申請地は、滑川町大字〇〇〇〇〇〇×××番×××、3,729 m²です。境界杭は確認することができませんでしたが、東側と西側に U 字溝が設置されており、境界であることを確認することができました。譲渡人の□□□さんは 29 歳で、現在〇〇〇区〇〇〇に住んでおり、滑川町及び町外に耕作している農地はありません。申請地に自宅から 1 時間ほどかかります。以前、農業法人に勤務していた経験を生かし、日本の農業の将来の危機感を感じるため、農地を取得し、将来は滑川町に定住したいとのことです。取得した農地には、1,500 m²にブルーベリー 5 種類、300 m²にサツマイモを栽培し、ブルーベリーの栽培に関しては、11 年後の計画も立ててありました。申請の農地は現在、耕作放棄地になっており、譲渡人の□□□さんが保全管理されています。今回の申請は、新規に営農を行うため、売買により農地の所有権を取得したいということです。労働条件は、パートナー及び友人の 3 名で耕作を行っていく予定です。申請理由を読み上げさせていただきます。私は以前、農業法人に所属し、トウモロコシ栽培などの経験をしました。この経験を通じて、農業への関心を深めるとともに、農業の担い手が不足により、農地の維持や継承が難しくなっている現状に強い危機感を抱いています。そのような中、滑川町、当該農地が 1 年間活用されず、今後の予定がないと、近隣の農家の方々に伺いました。農地が一度放棄されると再生に多大な時間と労力がかかり、荒廃が進めば、地域の農業全体に悪影響を及ぼす可能性があります。この現状を踏まえ以前から夢であった自分の農地を持ち、ブルーベリーなどを栽培することを実現したいと考え、農地取得を希望いたしました。取得後は責任を持って管理し、長期的に管理する計画をしています。また、近隣農家の方々との交流を深めながら、地域とともに成長し、農業の理念として貢献していきたい

と考えております。将来的には、管理する農地の規模拡大をし、持続可能な農業モデルの確立を目指します。本農業計画で常時、3名の農業従事者に加え、繁忙期には、アルバイト2、3名を追加雇用する予定です。また、農業アドバイザーとして、〇〇〇の□□□氏の協力を得ながら運営を進めていきます。以上のような内容になっております。農機具等は管理機2台、汲み取り機1台、コントローラー付きウォーターポンプ1台、貯水タンク1台を導入する予定であります。若い新規の就農者が農業経営に意欲を持ってやっていこうという案件です。ぜひ実現してもらいたいと思います。この案件ですが、特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 2班〇〇〇地区推進委員の□□□です。申請案件の現地調査、確認を4月19日9時より行いました。申請者立会いのもとの耕作放棄地になってしまうかもしれない農地を売買により、農地の所有権を取得し、耕作及び保全管理していくという案件になります。今後は、遊休農地にならないよう耕作に努めていただきたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第17号番号1については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第17号番号1については、許可と決定いたしました。

続きまして議案第17号番号2の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 申請番号 2、資料は、議案第 17 号資料 2 になります。それではご説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、169 m²になります。譲渡人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書記載のとおりございません。申請事由ですが、自家消費用畑として利用したいため、贈与により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条についての審査基準は、番号 1 の案件と同様でございます。また補足としまして、申請地については、利用権や中間管理事業等による正式な貸し借りの手続きは行ってはおりませんが、譲受人である□□□様が長年、耕作されていたとのことです。なお、申請地について町農政部局より地域計画に支障がないことを確認しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

9 番 3 班班長の 9 番能見です。現地調査の結果につきまして報告いたします。4 月 20 日日曜日午後 1 時より、3 班農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 2 名で、現地調査を実施いたしました。なお、詳細につきましては、担当委員であります石川委員に説明をお願いいたします。

11 番 11 番、石川光男です。本件農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。4 月 20 日、農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 2 名により、現地調査を行いました。本件申請地は、〇〇〇から〇〇〇線を右折し、〇〇〇交差点を左折し、約×××m 行き〇〇〇を右折し、約×××m 行った右側の土地にあります。本件許可申請は長年、耕作管理してきた宅地に隣接する農地を引き続き農地として管理していくために申請するものです。理由書が添付されておりますので読み上げます。理由書、今般、私が農地法第 3 条の規定に基づく手続きを行う理由を説明

いたします。今回の申請地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇
×××番×××。現在住んでいる土地を取得する当時、宅地面積
要件により取得することができずにいた土地であります。比企郡
滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番地×××を取得した、昭和 55
年ごろから、申請地を畑として利用管理しており、所有者である
□□□も譲り渡す旨をおっしゃっており、今後も耕作を行いなが
ら、維持管理に努めてまいります。こうした理由から農地法に基
づき、農地取得の許可をいただきたく申請いたしました。令和 7
年 4 月 4 日〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××□□□。4 月 20
日に午後 1 時から現地調査を行ったときに、一部境界が確認でき
ませんでした。4 月 24 日午前 9 時に、農業委員会事務局 2 名、農
業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 1 名により現地調査を再度
行いましたところ、全ての境界が確認できました。また、当該申
請地の農地として良好に管理されていたため、本件許可申請はや
むを得ないものと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いい
たします。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 3 班〇〇〇地区担当の□□□です。4 月 24 日に現地で境界杭
を確認しましたが、特に問題ありません。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さん
から詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。こ
の件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願い
します。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 17 号番号 2 に
ついては許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 17 号番号 2 については、申請のと
おり許可と決定いたします。以上で日程第 2 議案第 17 号は以上
になります。

議長 日程第3、議案第18号「農地法第5条（知事）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号「農地法第5条（知事）について」です。今月の申請件数は2件、494.59㎡となります。番号1です。議案書2頁、図面は、議案第18号資料1－①から⑤になります。それでは説明いたします。申請地は、大字○○○字○○○×××番×××の一部、田、農用地区域内の農地、1,486㎡のうち456.49㎡になります。農地の区分は、農振農用地区域内にある農地となります。青地の転用につきましては原則認められませんが、仮設工作物等による一時的な利用で、目的達成のためにその農地を利用することが必要な場合につきましては、農業振興地域整備計画上支障がないということを条件に例外的に許可ができるものとなっております。貸主は、埼玉県○○○市大字○○○×××番地×××、□□□様です。借主は、○○○町大字○○○×××番地×××株式会社□□□、代表取締役□□□様です。申請事由ですが、賃借権8カ月を設定し、橋の側道工事に伴う作業場・建設資材置き場として利用するため、一時転用したいというものです。なお、申請地について町農政部局より地域計画に支障がないことを確認しております。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

9 番 3班班長の9番能見です。現地調査の結果につきまして報告いたします。4月20日日曜日に、先ほどの案件と同様、申請地の現地調査を行いました。なお、詳細につきましては、担当委員であります石川委員に説明をお願いいたします。

11 番 11番石川光男です。本件、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。4月20日日曜日午後1時半より、農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名により現地調査を行いました。本件申請地は、○○○から○○○を右折し、○○○交差点を左折し、約×××mいった○○○に架かる○

〇〇橋の側道橋の工事に関連するもので、一時転用され、作業場として利用されていた農地でございます。本件許可申請は、昨年9月の総会で審議した〇〇〇橋の側道工事下部工に引き続き、上部工の工事に必要な作業場を設置するために一時的に転用するものとなるため、現地は作業場のままとなっております。また本年12月に予定されている上部工完成後に関連工事を予定しているため、本来であれば、申請者の株式会社□□□の事業完了後には、農地に復帰し、所有者へ返還されることとなりますが、続けて発注を予定している関連工事を請け負った業者が引き続き作業場を利用することとなっております。そのため、農地の原状復旧を行わず、作業上、引き続き利用するにあたり関連工事の請負業者が決まりましたら、農地転用許可申請を行うとのことで、最終的な工事完了は令和7年度末を予定するとのことです。□□□から理由書が提出されておりますので読み上げます。県土整備行政の推進につきましては、日頃格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。当事務所では、〇〇〇線の〇〇〇橋歩道橋の歩道整備事業を進め、進めさせていただいております。昨年度から〇〇〇橋側道橋の歩道整備事業において、農地転用許可をいただきまして施工させていただいております。昨年度説明させていただきました計画では、上部工と取付道路工を合わせて発注することになっていましたが、予算の都合上、上部工と取付道路工を分けて発注する計画に変更いたしました。そのため、現在申請しております上部工の工事完了後においても引き続き取付道路工において、仮設ヤードとして使用させていただきたくお願いいたします。つきましては、上部工完了時において、農地転用箇所は、現状のまま次工事、取付道路工へ引き継がせていただければ幸いです。令和7年4月16日、□□□より以上の理由から、本件許可申請はやむを得ないものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

推進委員 〇〇〇担当の□□□です。4月20日に、農業委員、最適化推進

委員 4 名で現地を調査しましたところ、工事は終わっておりますが、まだ歩道橋は完成しておりません。これが完成したらいいと思います。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 18 号番号 1 については許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 18 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 続きまして、議案第 18 号番号 2 の説明を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、田、農業振興地域内の農地、574 m²のうち 38.10 m²になります。農地の区分は、10ha 以上の小集団農地であるため、第 1 種農地となります。第 1 種農地は原則不許可ですが、本件は、既存敷地の拡張によるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。貸主は、〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。借主は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権永年を設定し、敷地拡張し通路として利用するため、転用したいというものです。補足としまして、申請地は分筆せずに一部を転用する計画となっております。東松山振興センターに確認したところ、転用するにあたり分筆は必須ではないとのこと。なお、申請地について町農政部局より地域計画に支障がないことを確認しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

9 番 3班班長の9番、能見です。現地調査の結果につきまして報告をいたします。4月20日日曜日に、先ほどの案件と同様に、申請地の現地調査を行いました。詳細につきましても、私能見が担当でありますので、引き続き説明させていただきます。申請地は、〇〇〇を出て、〇〇〇の交差点を左折し、〇〇〇方面に向かい、一つ目の信号を右折し、約×××km進み、信号を直進して×××mほど進んだ左側になります。現地の場所は、滑川町大字〇〇〇、字〇〇〇×××番×××の一部です。理由書がありますので読み上げます。私、□□□は、建築確認済許可書を受け、平成4年9月22日に増築し、こんにちまで生活を送ってきました。今回、老朽化して危険なため、既存住宅、昭和36年、築63年を一部解体し、同じ場所に専用住宅離れを建築計画いたしました。建築基準法が変わり、当時出入口道路、町道×××号線は認定外道路となり、今回は利用できません。出入口道路として、建築基準法第43条第2項第2号の申請になります。基準幅4mに満たないため、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の権利者、□□□氏に同意をいただき、一部通路仕様と利用のため、農地転用を申請いたします。理由書は以上ようになります。使用貸借権を設定し、敷地を拡張し、通路として利用するための5条申請となります。農地転用面積は畑38.1㎡。申請地の境界を確認しております。申請書に、農家証明書、農用地区域から除かれている証明書、農地転用に係る委任状が添付されています。申請地は、北面道路、東面道路、西面畑、南面宅地とされているため問題はありません。万一被害が発生しても、委員会等に迷惑は一切かけません。資金調達計画書については、通路確保の農地転用の申請のため、資金は不必要です。調査の結果、この転用申請についてはやむを得ないと考えられます。以上の通り、調査結果を報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。他にございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。今回の申請は住宅建築の出入り口道路の基準幅 4 mに満たないというためであり 5 条申請についてはやむを得ないというふうに考えられます。ご審議願います。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 18 号番号 2 については許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 18 号番号 2 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第 3 は以上になります。

議 長 日程第 4 議案第 19 号、「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局より議案第 19 号「農地法 3 条の 3（相続等による権利移動）について」を説明いたします。今月の届出案件は 2 件、合計 5,549.98 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、番号 1, 2、一括して説明させていただきます。議案書の 3 頁、番号 1 についての資料は、議案第 19 号資料 1-①、②、番号 2 については、同じく資料 2-①～③と記載されているものになります。番号 1 より説明いたします。所在地は、大字○○○字○○○×××番×××、畑、1,667 m²外 2 筆、合計 1,797.98 m²になります。位置については資料のとおりとなります。届出者ですが大字○○○×××

番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。続きまして、番号2、所在地は、大字○○○字○○○×××番×××、田、848 m²外5筆、合計3,752 m²になります。位置については資料のとおりとなります。届出者ですが○○○市○○○×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは議案第19号の質疑を終了いたします。日程第4は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和7年第4回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 長時間にわたり慎重審議、ありがとうございました。以上で令和7年第4回総会は、閉会いたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和7年5月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 飯 塚 久 雄

署名委員 赤 沼 裕